

# S・V 羅針盤のない航海



川崎 二三彦

## 【5】新任課長が受けた洗礼

### 祇園祭

今日は祇園祭の宵山。

児童相談所職員も、家族を含めて、めいめい楽しむ風。あいにくの雨模様だが、X受付相談員は子どもたちを連れて。Y次長は、奥さまが子ども時代からの習慣だというので出かけ、一人取り残された様子。夜間の管理宿直を頼んでいるアルバイトの学生は、今日の勤務を忘れて四条通にいるところを、ポケベルで呼び出されている。Z調理師は、自転車で午後7時ぐらいまで出てくるのだという。

こんなのだかな風景が、当時の児童相談所にはまだ残っていたのだと、日誌を読みながら感慨にふける。

とはいえ、私の祇園祭と言えば、思い出すことは一つ。初めて京都に出てきて学生生活を送ることになった18歳のことだ。

“田舎からはるばる京都に出て来たからには、何はなくとも祇園祭だけは見物しなくちゃ……”

と勇み立ち、左京区吉田神楽岡町に借りた3畳間の安下宿から、当時まだ市内を走っていた路面電車に乗り、宵山で賑わう河原町四条に出たのである。と、どうであろう。もう50年近く前のことだが、四条通は今と変わらぬ人、人、人と人の波。通りのあちこちに鉦が置かれ、道路の半分が西行きでもう半分は東行きの群衆の大河が流れ、一旦それに巻き込まれると自動的に押され、流され、逆らうことなどできやしない。

“一体、どこで祭りをしているんだ?!”

と、苦勞しながら前後左右に上や下、どこ

を見渡してもよくわからない。そしてふと気づく。京都の水が合わなかったのか、日頃の行いが悪いのか、どうも腹の具合がよろしくないのだ。暗雲立ちこめたかと思うと、たちまち風雲急を告げ、トイレを探そうにも身動き取れず、這這の体で下宿に逃げ帰ったのであった。以来、祇園祭はご無沙汰だ。

それはさておき、赴任して1か月半。実はこの日の午後、私は、祇園祭など完全に吹っ飛んでしまう出来事に見舞われていた。

### ケース会議

課長を拝命して都合7回目のケース会議だった。予期せぬ事態が発生する。

B福祉司のケース報告と協議。事例は、児童養護施設入所中の3きょうだいに関することだ。母親の入院を理由に施設入所したケースだが、入所後に父母が離婚し、母が親権者となった。ところが、非親権者となった後も父が面会・外泊を要求して、施設側が困っているというのである。

近く夏休みを迎え、父の要求にどう対処するかが会議のテーマであった。

私にとっては、赴任して初めて会議に出されたケースである。この事例については、翌週、父母及び施設職員が児童相談所で話し合うことになっているので課長も同席してほしいというオーダーを聞いていた。ただし、その時には詳しい事情など尋ねておらず、この会議で初めて、事例の具体的な内容を知ることとなった。

後からわかったというか、後々振り返ってつくづく思い知ったのは、私がこの職場で課

長を務めていた時代において、本事例が「東の横綱ケース」だったということだ。

具体的な事例の紹介は控えるが、差し障りない程度に説明すると、母は長く摂食障害の治療を受けており、私が見るに、己が命を削って要求を通す術を身につけている人だった。命の危険を前にすると、誰もが抵抗力を失うことを知っていて、それで人を操るのである。

他方、父は父でなかなか一筋縄ではいかない人物だった。この時から数えて1年数か月後、担当福祉司も交代した中で、私はなぜか父母が同席する面接場面に立ち会ったのだが、面接の最後に父が母に暴力を振るい、修羅場になった。父の行為を止める間などない、あつという間の出来事だった。ただし、その時の日誌に、私は次のように書いている。

「母は父の暴力を自ら呼び込んでいるように思えてならない」

「だから、母は一種のミュンヒハウゼン症候群ではないかという気もしてきた」

乏しい知識をめぐらせてこんなことも記しているのだが、要するに年月を経ても、私自身がこの母やこの家族の見立てが不十分であることを露呈した確かな証拠と言うべきであろう。まことにお恥ずかしい限りというほかない。

それはさておき、日誌の続きを追っていこう。

課長として面接に同席することは了解していたものの、ケースの中身について詳しくは承知していなかった。会議での報告を聞いていくと、どうやら、父が面会・外泊を要求し、母は拒否したいのに、父母間でやりとりするなかで結果的に認めてしまうらしい。そして、父のもとに子どもらが帰省すると、父は母を呼びつけ、結局母が(子どもたちに)過食を強要するというパターンが繰り返されるのだという。

こんな話を聞かされた私は、どうして父母

同席の話し合いという場を設定をしたのかがわからなくなった。タイムマシーンでもあるなら、1年数か月先に旅して父母の修羅場を見ればよい。

ともかく、この日のケース会議で私が最初に指摘したのは、援助そのものにかかる内容ではなく、B福祉司が設定した父母同席面接への危惧であった。

だが、本来ならば、その前にスーパーバイザーとしてすることがあった。

「この面接を父母同席で設定したのはなぜですか」

「面接の目的や方法について、父母にどう説明していますか」

危惧を表明する前に事実を確認しておくことが必要であり、それを飛ばしてしまえば、必要以上にB福祉司の不安をあおることにならないを得ない。事実、私の発言にB福祉司はうなずき、反応した。

「確かにそうだな。変更しようか」

この発言に、今度は逆の心配が頭をもたげてきた。

“えっ、そんなに簡単に変更できるものなの?”

といったところだろう。伏線は、おそらくこのあたりから始まっている。面接期日が迫っているこの時期に、何かとクレームをつける父母との面接設定を急に変更して、かえって話をこじらせてしまうことはないのか、児童相談所として変更する理由を説明し、納得を得ることができるのか。先にも述べたとおり、面接の形がどのようにして決められたのかを承知しない私には、判断が付きかねる。

「今から面接方法を変えて、却ってトラブルになりはしない? 変更することのメリットとデメリットがあると思うんだけど……」

おそらく、続けてこんな発言をしたのだと思う。簡単に言えば、現状でも不安があるけれど、変更することにもリスクがあるという、意見と言うより感想、感想と言うより単なる

不安を、課長たる私が述べたのである。

“結構難しいじゃないか”

私の頭は、段々と熱くなってきた。

“今さら面接の形を変えるといても、父母がどんな反応を示すかがわからない。ケースがまだ見えてないだけに、判断に窮してしまう……”

“来週のことだ。ここまで来たら、面接の困難度が高いことを覚悟して予定どおり臨むしかないか?”

“いや、失敗の可能性が高いまま面接しても、いいことはない……”

### 怒りの噴火

話す私も久方ぶりに熱が入った。そうして議論も佳境に入ったと思われるところで、B福祉司が次のように発言する。

「結局は、父親の要求を受け入れるしかないように思う」

「施設側も、その時はせめて外泊のルールだけは守るよう求めたいと考えている」

“なんだ、そういうことなのか”

話を聞いて、私の頭に浮かんだ感想を表せば、そんな表現に近いだろう。父の元に子どもを外泊させることは好ましくない。ではどのような形でそれを回避し、説得し、納得させられるのか。考えてみれば、面接の設定段階から勝負は始まっており、途中参戦の私は思案しても妙案が浮かばず、うんうん唸っていたのである。そこへ出されたのが、今述べた彼の発言であった。

思わず私の口から出た言葉。

「条件闘争だと考えているのなら、早くそう言ってもらわないと……」

今から振り返ると、これまた課長としてふさわしくない不用意な発言だった。あくまでも子どもの立場に立って考えるという姿勢が失われていると言うほかないからである。だ

が、これが、別の意味で会議を凍らせた。

バシッ!

私の発言を聞いた途端、B福祉司が、手にしていた扇子を思い切り机に叩きつけ、怒りをあらわにしたのである。

「そやから言うてるやないか!!」

「もっと普通の調子で喋ってくれ!」

一瞬場内が一瞬とした後、彼はあらためて発言する。

「難しいケースなんや。だからこうして議論してもらっているのに、そういう言い方をされるならもういい。議論はここまででいいです」

周章狼狽するとは、まさにこのような場合に使う言葉であろう。この出来事に遭遇して、私は辞令交付初日の日誌に書いたことを思い出さずにはいられなかった。すでに本連載の「序」で記してはいるが、再掲しよう。

児童福祉司9年を経験した者としては、むしろ自分自身のケースワークと比較して、(この職場の児童福祉司に対して) ついつい批判的になってしまうのではないかと案じてしまう。特に10年以上の経験があるベテランのB福祉司とは、いずれぶつかるような気がして心配だ。

B福祉司と「ぶつかる」可能性について、早くも辞令交付の日に予想していたのは、もしかしたら慧眼と言っているかも知れないが、まさかこんな形で勃発するとは思ってもかけず、想定外の事態に冷静さは失われ、私の対応能力は瓦解した。

だが、後で考えると、これこそ相談判定課長として甘受すべき洗礼だったのかも知れない。

### 児童福祉司の思い

さて、この事例を一旦脇に置き、当時のB福祉司の立場についても振り返っておこう。

私たちは、かつてこの職場でチームを組んでいた。私は心理判定員(児童心理司)として他の児童相談所から配置換えとなり、彼は初めて経験する児童福祉司として、同時期にやって来た仲であった。私たちはケース会議等でも率直に議論し、昼食休憩時には毎日のように、職場近くの喫茶店「ブラジル」で、仕事の話から社会問題やプライベートの話題まで談論風発、さらに彼を含めた数人で小旅行もするなど、結構親密な関係だった。

2年後、十数年の児童相談所経験もあってのことか、私は相談係長兼児童福祉司として転勤したのだが、児童福祉司としてこの世界に足を踏み入れ、新鮮さを感じると同時にカルチャーショックを受けていた彼も、この時の人事は、おそらく納得したものと思う。

けれど、その後10年近い年月を経て、私が課長として再びこの職場に戻ってきたとき、少なくとも、それによって空いた相談係長のポストを、この期間ずっと児童福祉司として奮闘してきた彼が引き継いでも、何らおかしくなかったはずである。それが人事の綾ということなのかどうか、彼と似た立場にあった別の児童福祉司が私の後任となり、B福祉司は現状維持のままとなった。公務員の人事はいつでも悲喜こもごも。決まった以上は不平を表に出さず、誠心誠意与えられた仕事に邁進するのが当然とはいえ、今回の人事については、口には出さずとも、おそらく割り切れなさや不本意な気持ち、持って行き場のないストレスを、B福祉司は抱えていたのではないだろうか。

だとしたら私は、個人的にも親しかった彼の、10年を超えるキャリアと矜持を理解し、尊重し、配慮して当然だったのである。ところが、その私が、極めて難しいケースであることを理解しないまま、何かわかったような口をきく。今や、この職場では経験も長く、最も信頼され、頼られて然るべき立場にいるB福祉司としては、職員全員が参加するケー

ス会議の場で、何か揶揄された、極端に言えば侮辱されたような気さえてプライドが傷つき、地下のマグマが臨界に達して一気に噴火したかの如く、思わぬ形で爆発したのではないかと今にして思うのである。

### 課長失格

もう一度この局面を振り返ると、B福祉司は、困難事例ゆえ児童相談所の考えどおりにことが進まない展開の中で、最後の落としどころをどこにすべきか妥協案を探っていたのであろう。一方、課長の私は、この事例が困難ケースであるとようやく認識し、スタートラインに立って頭をぐるぐる回転させていた。しかもこの段階では、すっかり担当者気分になっており、実際の担当者であるB福祉司のことは、私の頭からすっかり抜け落ちていたと言わざるを得ない。要するに、この瞬間には、担当福祉司が1人増えて2人となり、代わりにスーパーバイザー不在となったのである。いわばメタポジションの欠落。しかも当の2人は、着地点を知りたい児童福祉司と、スタート地点に着いたばかりであらゆる可能性を考え始めたばかりの児童福祉司(すなわち私)だった。つまり、互いの立場や思惑を理解しないまま意見を闘わせていたのである。かみ合わないまま議論が白熱していけば、こうした結果が引き起こされるのも必然だろう。

結論を言えば、私はスーパーバイザーであることを忘れ、子どもの立場にも立ちきれず、会議で何が起きているのかも見えていない上、自ら渦中にはまり込んで混乱を深めるだけだったというほかない。右を見ても左を見ても課長失格であったと言わざるを得まい。

### 「それではこれで……」

B福祉司に「もっと普通の調子で喋ってくれ!」と言われて、私は思考停止に陥った。よく言われる表現を用いるなら、「頭が真っ

白になって何も考えられなくなった」のだ。

ここで司会者が登場する。のだが、その前に児童相談所の会議運営方法について述べておきたい。児童相談所運営指針によれば、児童相談所が対応している事例に関する会議には、「受理会議」「判定会議」「援助方針会議」の3種類があり、受理会議は「相談・指導部門の長が主宰」し、判定会議は、「判定・指導部門の長が主宰」、援助方針会議は、「措置部門の長が主宰」することとされている。ただし、規模の小さい私たちの児童相談所では、それらを区別することなく一体的に行うこととして、それを「ケース会議」と称していた。それゆえ、会議を主宰する司会者は、3つの部門の長をすべて兼ねていた相談判定課長である私が務めるのが本筋と言えるのだが、当時、司会はX受付相談員が担当していた。それは、課長がスーパーバイザーの役割も持つことから、「ケース会議」においては、なるべく自由に発言できるように、司会を別の者が担うという方針からきたものであり、私が赴任する前からの伝統でもあった。

「議論はここまででいいです!」というB福祉司の発言を受けて、司会者が発言した。  
「それでは、本件はこれで終わりにしたいと思います……」  
(ええっ!?)

司会者も困ったのであろう。ベテラン児童福祉司と課長が正面からぶつかれば、その間に入って収める者はいない。もちろんケース会議は児童相談所における最も重要な会議だから、所長も参加していたはずだが、諸般の事情で所長に仲介を期待することはできないと、司会者は判断したのだろう。もはや会議はここまでとする以外に、解決策が見つからなかったものと推測する。

だが、私は慌てた。B福祉司の発言を受けて返すべきふさわしい言葉など全く思いつか

なかったが、このまま終わってしまうことだけは避けたかった。

「ちょ、ちょっと待って。このまま終わるなんて、私は納得していない」  
「じゃあ、どうしたらいいと思っているのか」  
B福祉司が問うので、とにかく何も考えず、口をついて出る言葉をそのまま吐き出す。  
「議論はとことんするべきだし、私も言いたいことは言う。ただ、それらを受けて、決断は担当福祉司がしなくてはならないのではないか」

### 覆水盆に返らず

日誌に残されたこの発言を見て、今さらながら冷や汗が滲んできた。確かに、この時の議論は入所措置や一時保護などの具体的な援助方針を決めるものではなく、「判定会議」として、翌週の面接をどのように運ばばいいのかを話し合うことが目的であった。だから、面接場面は、児童福祉司が最もやりやすい設定で考えてもらえばいいというのが、おそらくはこの時の趣旨だと思われる。

だが、果たしてそれでよかったのか。

援助方針の決定ではなく、援助過程に関する議論であったとはいえ、困難が予想される局面である以上、組織的な判断を示す、少なくともおおまかな方向性を確認してもよかったはずである。それを、最後は児童福祉司に任せるといような発言をしたのは、おそらくは、以前の自分流のやり方、すなわち、児童福祉司として、最終的にはいつも自分が納得するやり方でことを運んでいた(運ばせてもらっていた)という経験が念頭にあったからであろう。どうも私は、児童福祉司が児童相談所から独立していた戦後直後の時代の亡霊に取り憑かれたいたのかもしれない。

それはさておき、結局この後は冷静な雰囲気を取り戻すことができず、議論を尽くせぬまま、会議は中途半端に終わってしまった。

覆水盆に返らずとはこのことだ。課長として最後まで責任をとるという姿勢を貫けていない点で、やはり課長失格なのであった。

ここでは、んなことが起こった後、課長としての私はこれからどんな態度をとればいいのか……。前途多難な日々を思い、暗澹たる気持ちにさせられた祇園祭宵山の日のエピソードであった。

### 一週間後

さて、その後の日誌を見ると、児童養護施設側との打ち合わせで、父母同席面接はやはり避けるべきということになり、父母を分けての面接が行われたことが記録されている。

そして、会議の日から1週間後、勤務終了後に、私はマイカーで通勤しているB福祉司の車に乗せてもらって、帰途、少し話をしてる。彼が悔やむ。

「どうしてあんなことを言ったのかなあ」

「自己嫌悪に陥ってる」

しきりに反省の弁を漏らすのだが、私のほうも、それに対して適切な返しができない。

「もしかして、私という存在自体がストレスなのかも……」

ピタッとはまる表現だと思えないまま、こんな言葉を吐いたことが記録されていた。

＊

それはさておき、日誌を読み進めていくと、その後も児童福祉司の動きについて気になる点をいくつか挙げているのだが、自身の気持ちの変化として、次のようなことも記載されていた。

先週のケース会議がきっかけかも知れないが、自分自身の中で、かりかりする気持ちがなくなった感じがする。とすると逆に、気になっている今の状態をそのまま受け入れてしまうのではないかという危惧も生まれる。  
たとえば、電話で済ませるのではなく面

接を重視すること、ケース記録の必要十分な整理の方法、1号用紙(フェースシート)のルールに則った書き方、全ての相談について、まずは会議に上程して児童相談所のケースとして位置づけることの徹底 etc.

一度、児童福祉司3人と私だけで協議の場を持ち、一連のことについてまとまって意見を述べ、率直な感想を聞くというようなことはできないものかと思ったりもするが、いざとなると、たったそれだけのことが、簡単には提案できない……。

新任課長として赴任し、2か月に満たない時期に、大きな洗礼を受けてやや肩を落とし、悩み、思案している姿が浮かんでくるのだが、では、当時の彼に、今の私はどのようなアドバイスできるのか。

“できれば、こういう話をちゃんと聞いてくれるメタ・スーパーバイザーがいるといいんだけどね”

こんなことを思いつきはしたものの、他にこれといったアイデアが浮かんでこない。つまり私は、課長職だけでもその後10年近く経験して今に至るにもかかわらず、この間を無為に過ごしていたというほかないのである。大変なことが暴露されてしまった今号の結論だ。

となると、連載を続ける資格が果たしているのか、根本的な疑問が持ち上がってくるのだが、そんなことより本件を書くことで過去の傷が生々しく思い出され、疲れてしまった。今号の筆はここで擱くこととしたい。

本稿は、「児童虐待防止法」制定、施行の前後、筆者が児童相談所の相談判定課長時代に書き付けていた個人的業務日誌を改めて繕ひもとき、現時点で振り返ろうとするものである。

これ連載までの	<a href="#">序</a> <a href="#">(1)前史</a> <a href="#">(2)最初の1か月</a> <a href="#">(3)ソーシャルワークの手順</a> <a href="#">(4)ケース進行管理</a> <a href="#">(5)新任課長が受けた洗礼(本号)</a>
---------	------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------

\* 題名を click すると本文へジャンプします。